

議 会 運 営 委 員 会 記 録				
招 集 年 月 日	令 和 6 年 1 2 月 9 日 （ 月 ）			
招 集 場 所	日 高 市 役 所 第 2 委 員 会 室			
開 閉 の 日 時	開 会 1 2 月 9 日 午 前 1 1 時 6 分			
	閉 会 1 2 月 9 日 午 前 1 1 時 2 0 分			
出 席 委 員	委 員 長	加 藤 大 輔	副 委 員 長	山 田 一 繁
	委 員	金 子 博	委 員	三 木 伸 也
	委 員	大 澤 博 行	委 員	森 崎 成 喜
	議 長	鈴 木 健 夫	副 議 長	和 田 貴 弘
欠 席 委 員	な し			
説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 員	近 藤 沙 織		
書 記	事 務 局 長	林 政 男	次 長	鈴 木 克 明
	主 幹	金 子 砂 知 子	主 事	小 山 和 也
事 件	・ 近藤議員の一般質問について			
調 査 の 経 過				
(別 紙 の と お り)				

調 査 の 経 過

<開 会> 午前 11 時 6 分

- 加藤委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。これより議会運営委員会を開会いたします。

<近藤議員の一般質問に際に生じた疑義について>

- 加藤委員長 先ほどの近藤議員の一般質問の際に途中再質問になっていないことがあるのではないかとという疑義がありましたので議題としたいと思います。

本人を呼んで内容を確認したいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本人に来ていただいて説明を求めたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 6 分

再 開 午前 11 時 7 分

- 加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。近藤議員に出席をいただきましたので先ほどの件を確認したいと思います。

先ほど再質問のときに答弁拒否でよろしいですかということで、一般質問の再質問の流れになっていない箇所がございましたけど、その点についてご説明をお願いいたします。

- 近藤議員 答弁拒否ですかという内容のものです。それはあの答弁を確認するという意味では許されないのでしょうか。私が質問したことに対して、市長に答弁を求めますと言って市長からの答弁がなかったの、ということは市長からの答弁を拒否されるということでしょうかという確認だったのですが、そういった内容のものは許されないということでしょうか。

- 加藤委員長 そういった内容が許されるかということですか。委員の皆さんからございますか。

質問が「答弁拒否ということでしょうか」だけで終わってしまっている。

再度お聞きしますってことであれば、質問のところに戻ってくると私は思います。それともう 1 点、質問をして、その休憩中に市長からお話があって、そこで議事が終わってしまったので、その質問だけが浮いてしまっているっていうのもあります。その点についてはいかがですか。

- 近藤議員 逆にそれをどうすればいいのでしょうか。それに対し、市長がご答弁をされて終わりになるわけですね。

- 加藤委員長 そうではなくて、休憩中に「答えていますよ」「そうですか」ってことで終わってしまったので、そうすると、質問した部分だけが、今浮いていることになっているのです。そのときに私も気づけばよかったのですが、質問と答弁になっていないのでいかがいたしましょうというところなのです。

- 近藤議員 私の質問で終わってしまっているの、市長にその後何かしらのお答えをいただけたらそこで成立すると思うのですが。

- 加藤委員長 一般質問自体はもう終わってしまっているの、今から答弁を求めるということはできません。それは議事録にそのまま残りますけど、そういったこ

とでよろしいでしょうか。おかしなまま質問したっていう形だけが今事実として残っていて、議事録で見れば答弁は何もないです。それはおかしくないという認識でよろしいですか。

◦近藤議員 おかしいですね。なので、本来であれば質問に対してご答弁があって終わりだと思うので、そこを市長にご答弁いただくべきだったと思いますが、それはどう考えでしょうか。

◦加藤委員長 市長に答弁をいただくべきだったのかどうかってことは、今私は議題にしてないです。そこではなくて、その言葉だけが今浮いてしまっていますよということをお伝えしていて、一般質問の時間を戻せないの、そこに戻ってということとはできないと考えますが、どうしましょうかというご相談をさせていただいています。

◦近藤議員 それはできないですか。

◦加藤委員長 時間内でやるのが一般質問のルールなので、一般質問今から戻って残り時間だけやりますとかいうことはできません。

◦近藤議員 もしできないのであれば、仕方がないです。

◦加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 12 分

再 開 午前 11 時 12 分

◦加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

もう 1 点よろしいですか。我々の中でその次の質問に関係ないことは言っていないけませんよというルールに基づいて一般質問していますが、今のままでいくと、近藤議員はそのルールを破って前の質問の答えに対して、それだけを言い放って終わってしまっているということです。議会のルール違反ですよということはご理解いただけますか。

◦近藤議員 私が違反したわけではないですね。私は質問してお答えいただけなかったのは、市長なので。再質問になっていないというのが議会のルール違反ということですかね。

◦加藤委員長 いろいろな点がありますが、再質問になっていなくて、要旨から外れている関係ない話ではないですか。その答弁はされていたけれども、答弁拒否ですかという話になっていて、その後休憩に入って、そのままその話が終わってしまったので、その話だけそこに残しておく、前の答弁に対して極端な話、文句だけを言って終わってしまったってことになってしまっている。前の質問、答弁から次の質問に移る前座になっているものならばいいですけど、そこで意見だけを表明するのは無しですという話を以前にも確認したことがあると思います。それは近藤議員の意見表明だけになってしまっています。そうすると、近藤議員はそのルールからいけば、間違っていますよということでそのままになってしまいます。

◦近藤議員 2 点あるのかなと思うのですが、まず意見表明になっているっていう部分が私は質問して確認したつもりだったのですが、そこがもし議会のルールに則って、この質問は再質問になってないので受け付けられないということであれば取り下げする必要があるとは思っています。

確認できないっていうのが、私は知らなかったの、それが認められるのであれば、質問で終わっているということに関しては、市長がご答弁いただけなかったの、そこは、市長が、本来だったらご答弁いただくはずべきものだったと思

うのでまずその１番目の私の質問が、議会のルールとして認められるのか認められないのかっていうことをまず確認したいと思います。

- 加藤委員長 認められるか認められないかでいけば、要旨の内容について再度聞いているわけではないので、それおかしいですよってことになると思います。
- 近藤議員 そしたらいわゆる確認の質問みたいなのは、そこで許されないという。ご判断であれば、取り下げをせざるを得ないとは思っています。あくまで、前のご答弁に対する内容でないと駄目っていうことですかね。
- 加藤委員長 そうですね内容はなかったですよ。
- 近藤議員 私の質問に対して市長のご見解を聞いたのですが市長から市長のご見解は聞けなかったもので、また、そこで聞いたものです。
- 加藤委員長 委員の皆様ご意見ございますか。
- 大澤委員 市長の見解が聞きたかったということだが、市長の代わりに、部長が市長の見解を述べているということです。
- 山田委員 近藤さん自身も納得しているみたいなので、一般質問の再質問になってないですよって話。それは、わかりますってことなので、そしたら、取り消されたらいいと思います。あのような場合は、もう一度質問しますが市長にこの件についてもう１回答弁をお願いしますとか、そういう形で質問すればいいですけど、拒否ですかみたいな形だと、そこで終わってしまっていて再質問になってないので、議事録を見ればわかりますけど、質問したら答弁が返ってくると、それが成立していないということを言っているわけです。だから取り消しされたらいいと思いますよ。
- 加藤委員長 いくつかご意見ございましたけれども、近藤委員いかがですか。
- 近藤議員 要するに今からもう一度聞き直してのはもうできないってことですね。そうしたら取り消しさせていただきます。
- 加藤委員長 分かりました。それでは今ご本人から取り消しすることでお話がありましたので、そのように対応するということによろしいでしょうか。
(異議なし)
- 加藤委員長 そのように対応いたします。

<閉 会> (午前１１時２０分)

- 加藤委員長 以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

議会運営委員会

委員長 加 藤 大 輔